

仕様書（単価契約）

1 業務名

行旅死亡人葬祭業務委託

2 業務の目的

法令の定めにより、行旅死亡人の火葬を執り行い、遺骨を本市に引き渡すことを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、本市各保健福祉センターの社会援護課職員（以下「本市職員」という。）から行旅死亡人の発生の通報を受けたときは、本市職員の指示に従い、速やかに警察及び医療機関等の現場におもむき、以下の業務を行うものとする。なお、社会援護課職員とは中央保健福祉センター社会援護第一課、第二課及び若葉保健福祉センター社会援護第一課、第二課職員を含めるものとする。

（1）遺体の収容等

あらかじめ遺体の体格に応じた棺を用意し、棺に遺体を収容した上で、受託者の所管する安置所に移送する。

（2）葬儀の仕様

葬儀に必要な棺及び骨壺等の付属品一式を用意し、納棺処置、清浄・防腐処置を行い、死者への礼を失しないよう葬儀を執り行うとともに、遺体を火葬場まで移送する。

（3）遺体の火葬

受託者は、本市職員から埋火葬許可証を受領し、収容した遺体を速やかに霊柩車により千葉市斎場（千葉市緑区平山町1762-2）へ搬送し、火葬に付すものとする。

斎場の都合により速やかに火葬ができない場合又は本市職員から一時的に火葬を行わないよう求めがある場合等は、受託者の所管する安置所で遺体を一時的に保管する。一時保管する際は、死者の尊厳を傷つけないよう十分に配慮のうえ行うこと。

（4）遺骨の納骨

火葬した後の遺骨は、受託者があらかじめ用意する骨壺（縦21cm×横21cm×高さ24cm程度のもの）に収め、本市職員に引き渡すものとする。

（5）業務報告書の作成

受託者は、委託者に対して、上記（1）～（4）までの業務が完了した旨を様式1「業務完了届」により通知する。

4 配置体制

受託者は、委託業務を実施するため、常に適正な人員を配置し、本市職員から

連絡を受けた際は速やかに対応すること。

5 年齢等による取扱区分

行旅死亡人は、年齢（年齢不詳のときは死体見分調書等の推定年齢による）が12歳以上のものと12歳未満のものとの区分し、委託料を支払うものとする（12歳未満の取扱は12歳以上の取扱単価の8割）。また、遺体の一部（概ね50%未満）のみを納骨する場合には、12歳未満のものとして区分する。

6 業務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

7 予定数量

76件

8 委託費用

遺体の保管、葬祭に付随するすべての費用は委託費用に含まれる。ただし、千葉市斎場火葬施設使用料及び検案料については、実費にて算定するものとする。

9 支払方法等

- (1) 毎回の葬祭業務終了後に委託業務実施報告書を提出すること。
- (2) 毎回の葬祭業務完了を確認後、請求書に基づき支払う。

10 その他

- (1) 受託者は、受託した業務の全部又は一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて委託者が実地にて監督を行う場合がある。
- (3) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上決定する。